◎新潟県告示第739号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、上越市の大潟あさひ土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和元年12月17日

新潟県上越地域振興局長

１　就　任

理事　上越市大潟区岩野古新田239番地　　山田　耕一郎

〃　新潟市西区新通南２丁目９番30号　　竹田　稔

就任年月日　令和元年11月29日